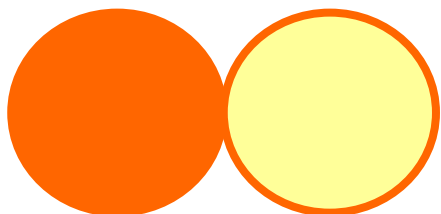
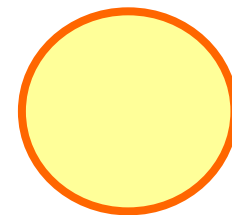


令和6年度特定健康診査等実施要領



高知県保険者協議会

I 実施内容

- 1 特定健康診査・・・・・・・・・・・・・・・・P. 2
- 2 後期高齢者医療制度被保険者の健康診査・・・・・・・・P. 6
- 3 健康増進法に基づく健康診査・・・・・・・・P. 7
- 【参考1】特定健康診査等検査項目一覧・・・・・・・・P. 8

II 集合契約

- 1 集合契約の概要・・・・・・・・・・・・・・・・P. 10
- 2 集合契約への参加・・・・・・・・・・・・・・・・P. 13
- 【参考2】集合契約参加時の提出様式・・・・・・・・P. 16
- 3 特定健康診査等の実施形態・・・・・・・・P. 17
- 4 契約単価・・・・・・・・・・・・・・・・P. 18

III 健診機関での事務

- 1 問い合わせへの対応・・・・・・・・P. 21
- 2 受診当日の受付・・・・・・・・P. 22
- 3 特定健康診査等の実施・・・・・・・・P. 25
- 4 受診後の事務・・・・・・・・P. 26
- 5 検査の委託実施・・・・・・・・P. 31
- 【参考3】健診機関での事務に関連して使用する様式・・・・P. 33

IV 人間ドックと特定健康診査の同時実施

- 1 目的と効果・・・・・・・・P. 35
- 2 集合契約のイメージ・・・・・・・・P. 36
- 3 対象者・・・・・・・・P. 37
- 4 契約参加の手続き・・・・・・・・P. 38

V 特定健康診査情報提供事業

- 1 目的と効果・・・・・・・・P. 40
- 2 集合契約のイメージ・・・・・・・・P. 41
- 3 契約参加の手続き・・・・・・・・P. 42

VI その他の連絡事項

- 1 かかりつけ医による受診勧奨・・・・・・・・P. 44
- 2 費用決済処理における留意事項・・・・・・・・P. 45
- 3 その他・・・・・・・・P. 46



I 实施内容



(1) 特定健康診査とは

◎高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」と表記）に基づき、医療保険者が40歳～74歳の加入者を対象として、特定健康診査等実施計画に定めた内容に基づき、毎年度実施する内臓脂肪型肥満に着目した健康診査のこと。

(2) 対象者

◎当該年度の4月1日時点における医療保険加入者のうち、当該年度において40歳以上75歳に達する者（75歳未満の者に限る）が対象。

注1：年度末の到達年齢で対象者を区分するため、（年度当初は39歳でも）実施年度中に40歳になる者は特定健康診査の対象者になります。

注2：75歳になると後期高齢者医療制度に加入するため、実施年度中に75歳になる者は75歳の誕生日前日までが特定健康診査の対象になります。

(3) 検査項目

◎以下の3つの検査項目から構成されます。

種類	対象
基本項目	受診者全員に実施する検査項目
詳細項目	別に定める基準に該当する者に対し、医師の判断により選択的に実施する検査項目
追加項目	特定の保険者等が実施する特定健康診査などの受診者に実施する検査項目

I-1-2 特定健康診査

①基本項目（＝受診者全員に実施する検査項目）

検査項目	備考
質問・調査 (問診)	服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査（質問票）を含む 注3：高知県では歯科口腔に関する3項目と血圧自己測定の問題を独自に実施。
理学的検査 (身体診察)	視診、触診、聴診等
計測検査	身長・体重・腹囲の計測（腹囲の代わりに内臓脂肪面積の測定でも可） 注4：BMI20未満の者若しくは22未満の者で自己測定し申告している者で、医師が必要でないとする時は腹囲検査の省略が可能。
BMIの測定	$BMI = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)}^2$
血圧の測定	血圧測定
肝機能検査	GOT (AST) ・ GPT (ALT) ・ γ -GT (γ -GTP) を実施
血中脂質検査	空腹時中性脂肪、やむを得ない場合は随時中性脂肪、HDLコレステロール・LDLコレステロールを実施（中性脂肪が400mg/dl以上又は食後採血の場合、LDLコレステロールに代えて、Non-HDLコレステロールの測定でも可）
血糖検査	空腹時血糖又はヘモグロビンA1c、やむを得ない場合は随時血糖を実施 注5：高知県の集合契約ではヘモグロビンA1cにより実施。
尿検査	尿糖・尿蛋白を実施 注6：生理中の女性、腎疾患等の基礎疾患による排尿障害を有している者への尿検査は省略が可能。

I-1-3 特定健康診査

②詳細項目（＝下表に該当する者に対し、受診者の性別・年齢等を踏まえ、医師が個別に必要と判断した場合に実施する検査項目）

検査項目	実施基準
貧血検査	貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者。
心電図検査	当該年度の特定健康診査の結果等において以下のいずれかの基準に該当した者。 血圧＝収縮期140mmHg以上、又は拡張期90mmHg以上（2回測定した場合は平均値を用いる） 不整脈＝自覚症状及び他覚症状の有無の検査（身体診察）において、現に不整脈が疑われる場合
眼底検査	当該年度の特定健康診査の結果等において以下のいずれかの基準に該当した者。 血圧＝収縮期140mmHg以上、又は拡張期90mmHg以上（2回測定した場合は平均値を用いる） 血糖＝空腹時血糖値126mg/dl以上、又はHbA1c（NGSP値）6.5%以上、又は随時血糖値が126mg/dl以上 ※血糖検査については、結果を確認することができない場合、前年度の特定健康診査の結果等において該当する者を含む。
血清クレアチニン検査	当該年度の特定健康診査の結果等において以下のいずれかの基準に該当した者。 血圧＝収縮期が130mmHg以上、又は拡張期85mmHg以上（2回測定した場合は平均値を用いる） 血糖＝空腹時血糖値が100mg/dl以上、又はHbA1c（NGSP値）5.6%以上、又は随時血糖値が100mg/dl以上

◎収縮期血圧が130mm以上又は、拡張期血圧が85mm以上の場合には、2回目の血圧測定を行います。2回測定した場合は、血圧の判定は、1回目と2回目の平均値（小数点以下切捨て）を用います。

◎他の医療機関において最近の検査結果が明らかで、再度検査を実施する必要がないと判断される者、または現に高血圧・心臓病・糖尿病・脂質異常症の疾患により医療機関において管理されている者については、基本的に詳細項目を実施する必要はありません。

注7：問診票（質問票）の受療状況において、「1：服薬・治療中」または「2：経過観察中」にチェックがある場合は詳細項目を実施する必要はありません。

I-1-4 特定健康診査

③追加項目（＝特定の保険者等が実施する特定健康診査などの受診者に実施する検査項目）

追加項目	対象者
血清クレアチニン	①高知県内の市町村国保及び高知県医師国保組合の特定健康診査 ②高知県内の後期高齢者健康診査 ③高知県内の健康増進法に基づく健康診査
血清尿酸	

の受診者全員に一律実施
※詳細項目で血清クレアチニンを実施している場合は血清尿酸のみ実施

注8：被用者保険や高知県内の国保以外の国保が実施する特定健康診査では追加項目は実施しませんのでご注意ください。

注9：血清クレアチニンについては、測定値と受診者の年齢・性別等から算出したeGFRの値を受診者に通知します。

◎基本項目、詳細項目、追加項目の各検査項目に関する詳しい手技については、高知県作成の『特定健康診査マニュアル』を参照してください。なお、『特定健康診査マニュアル』は高知県保健政策課または高知県医師会のホームページからダウンロードできます。

【URL】

高知県保健政策課 ⇒ <http://www.pref.kochi.lg.jp/doc/tokuteikenshin-kanrensiryou/>

高知県医師会 ⇒ <https://www.kochi.med.or.jp/doctor/tokutei.html>

I-2 後期高齢者医療制度被保険者の健康診査

(1) 後期高齢者医療制度被保険者の健康診査（以下「後期高齢者健康診査」と表記。）とは

◎高齢者医療確保法に基づき、後期高齢者医療制度の被保険者を対象として、後期高齢者医療広域連合が実施する健康診査のこと。

(2) 対象者

◎後期高齢者医療制度の被保険者が対象。

注10：生活習慣病で治療している者（健康診査を希望する者を除く）、事業主健診等他の法令に基づく健康診査を受診した者は対象者から除きます。

(3) 検査項目

◎特定健康診査の基本項目の内、腹囲測定を除く全ての項目と追加項目を実施します。

注11：高知県の集合契約においては、後期高齢者健康診査の場合、基準に該当している場合であっても詳細項目は実施しません。

(4) 問診票

◎高齢者の特性にあわせた質問を実施します。

(1) 健康増進法に基づく健康診査とは

◎健康増進法に基づき、特定健康診査や後期高齢者健康診査の対象とならない40歳以上の者を対象として、市町村が実施する健康診査のこと。

(2) 対象者

◎40歳以上の生活保護受給者や外国人等で居宅生活者の者が対象。

注12：75歳以上の生活習慣病で治療している者、事業主健診等他の法令に基づく健康診査を受診した者、及び妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者は対象者から除きます。

(3) 検査項目

◎40歳以上75歳未満の者は特定健康診査の検査項目を、75歳以上の者は後期高齢者健康診査の検査項目を実施します。

【参考1】 特定健康診査等検査項目一覧

	診察等							生化学的検査 (I)										血液学的検査				尿検査		心電図 ^⑫ 誘導	眼底検査 (両眼)		
	問診		計測					空腹時中性脂肪	随時中性脂肪	HDLコレステロール	LDLコレステロール	GOT (AST)	GPT (ALT)	γ-GT (γ-GTP)	空腹時血糖	随時血糖	血清クレアチニン	血清尿酸	ヘモグロビンA1c	ヘマトクリット値	血色素測定	赤血球数	尿蛋白 └──────────┘ (半定量)			尿糖	
	既往歴等	自覚症状等	身長	体重	BMI	腹囲	血圧																				
特定健康診査	○	○	○	○	○	○	○	◆	◆	○	○	○	○	○	■	■	□	▲	▲	■ (必須)	□	□	□	○	○	□	□
健康診査 後期高齢者	○	○	○	○	○		○	◆	◆	○	○	○	○	○	■	■	▲	▲		■ (必須)				○	○		

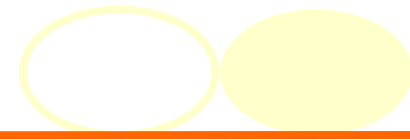
○:必須項目

◆:いずれかの項目の実施で可 (やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合は随時中性脂肪を実施)

■:いずれかの項目の実施で可 (高知県ではヘモグロビンA1cを実施)

□:法定の実施基準に該当した者について、医師の判断に基づき選択的に実施する項目 (詳細項目)

▲:高知県内の市町村国保及び高知県医師国保組合の特定健康診査、高知県内の後期高齢者健康診査、また健康増進法に基づく健康診査において実施



Ⅱ 集合契約



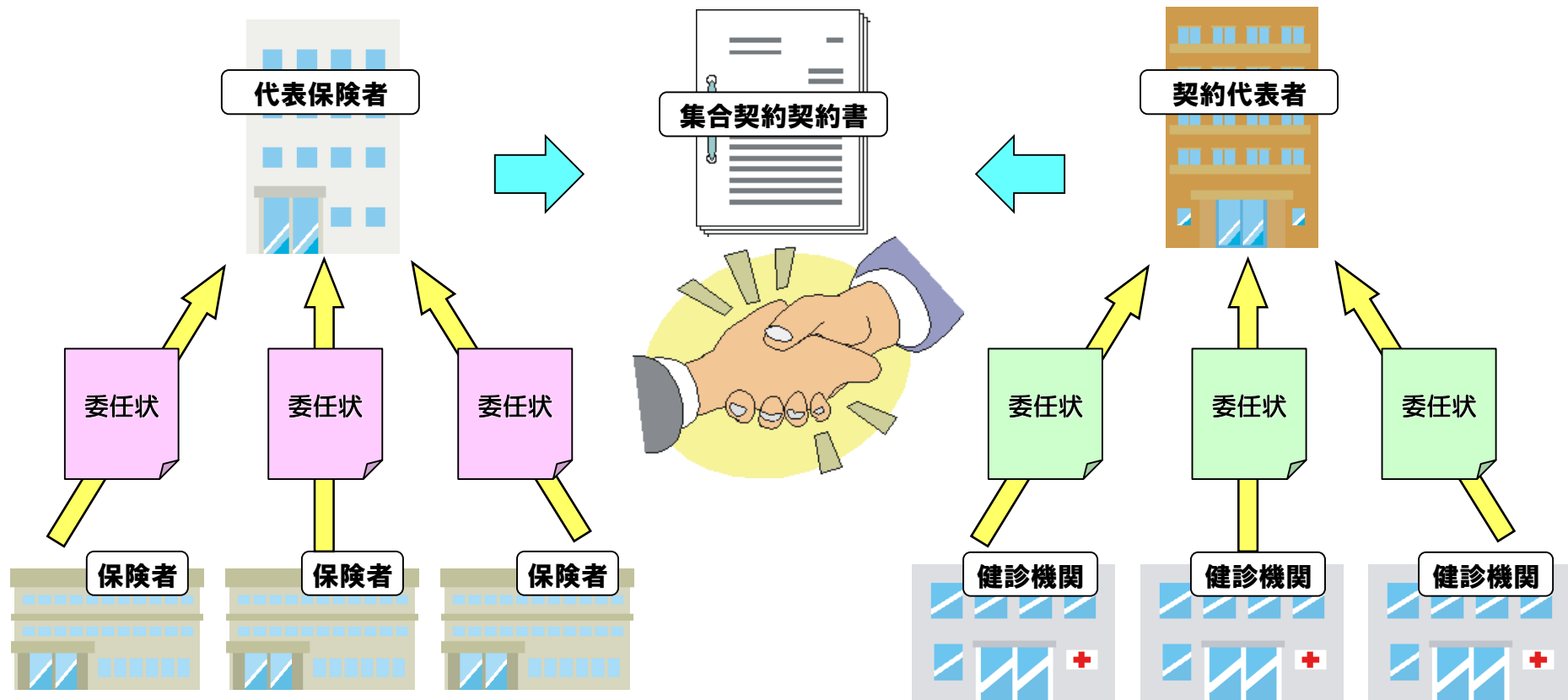
Ⅱ-1-1 集合契約の概要

(1) 目的

- ①全県的に統一した単価と仕組みで特定健康診査等を実施できる体制の構築
- ②特定健康診査等実施機関（以下「健診機関」と表記。）の事務処理の標準化・簡素化・効率化

上記①及び②を達成し、県民がより身近な医療機関で特定健康診査等を受診できるようにすること。

【参考】集合契約（イメージ）





(2) 医療機関側の委任内容

① 特定健康診査等の実施に関する集合契約の締結

- ア 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査
- イ 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療制度被保険者の健康診査
- ウ 健康増進法に基づく健康診査
- エ 〔国保・後期〕上記ア～ウに追加して行う追加項目（血清クレアチニン・血清尿酸）

② 特定健康診査等の受診結果の電子化に関する契約の締結

③ 特定健康診査等の費用決済処理に関する契約の締結

(3) 契約期間

◎毎年度4月1日から3月31日までの単年度契約になります。

注13：集合契約に参加した場合は、契約期間を通じて特定健康診査等を実施していただくことになります。

【注意点】

- ① 契約年度途中における集合契約への参加は、**契約年度中に新規に開設された医療機関にのみ認められます。**
- ② 契約年度途中における集合契約の辞退は、**契約年度中に休止・廃止された医療機関にのみ認められます。**



（４）契約の補足

①令和６年度の契約代表者

- ◎健診機関側 ：個別健診及び集団健診（施設型） ⇒ 高知県医師会
- ：集団健診（巡回型） ⇒ 高知県総合保健協会

- ◎医療保険者側：国民健康保険 ⇒ 須崎市
- ：被用者保険 ⇒ 健康保険組合連合会高知連合会

②受診結果のデータ処理（電子化）機関

- ◎高知県医師会（富士通四国インフォテック、ニチイ学館、幡多医師会）
- ◎高知県総合保健協会

③決済代行機関

決済代行機関	費用決済処理の内容
社会保険診療報酬支払基金高知支部 （以下「支払基金」と表記。）	被用者保険被保険者の特定健康診査の費用決済を代行
高知県国民健康保険団体連合会 （以下「国保連合会」と表記。）	国保被保険者の特定健康診査、後期高齢者健康診査の費用決済を代行
高知県総合保健協会 （以下「総保協」と表記。）	上記以外（健康増進法に基づく健康診査等）の費用決済を代行

注14：健康増進法に基づく健康診査の費用決済処理は総保協が代行しているため、費用の支払いも総保協から行われます。
支払基金や国保連合会からの入金を確認できない場合には、総保協からの入金も確認をお願いします。

（１）委託基準

◎特定健康診査等を実施しようとする医療機関は、国（県）の示す特定健康診査等の外部委託に関する基準を満たしている必要があります。

【主な特定健康診査等の外部委託に関する基準（一部抜粋）】

- ①特定健康診査等を実施するために必要な医師や看護師等が質的・量的に確保されていること。
- ②検査や診察を行う際に、受診者のプライバシーが十分に保護される施設（部屋）が確保されていること。
- ③（日本医師会・日本臨床検査技師会・全国労働衛生団体連合会などが実施する）外部精度管理調査を定期的に受け、検査値の精度が保証されていること。
- ④受動喫煙の防止措置が講じられていること。
- ⑤心電図検査及び眼底検査が実施できること。（実施困難な場合は、実施可能な医療機関へ依頼して実施。）

注15：特定健康診査等の外部委託に関する基準の詳細については「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」（厚生労働省作成）

（http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/handbook_31132.html）を参照ください。

注16：心電図検査及び眼底検査を他の医療機関に依頼して実施する場合の手順については、本実施要領P.31を参照ください。

【高知県医師会を契約代表者とする集合契約に参加するための条件】

◎高知県医師会会員医療機関、高知県内市町村立医療機関、高知県内国民健康保険直営診療施設のいずれかに該当し、高知県医師会に契約等事務手数料の支払いが可能であること。

注17：契約等事務手数料は、検査費用（＝特定健康診査等の基本項目）の額の5%になります。

(2) 健診機関の登録

◎特定健康診査等を実施しようとする医療機関は、支払基金及び国保連合会に健診機関としての登録が必要になります。

①登録時の届出様式

- ◎支払基金への届出 ⇒ 特定健診・特定保健指導機関届（支払基金用）
- ◎国保連合会への届出 ⇒ 特定健診・特定保健指導機関届（国保連合会用）

②届出方法

◎上記の届出様式に必要事項を記入のうえ、高知県医師会に書面で提出してください。
支払基金及び国保連合会への届出は高知県医師会が行います。

注18：届出内容が変更になる場合は、特定健診・特定保健指導機関変更・廃止届（国保連合会用）及び特定健診・特定保健指導機関変更届（支払基金用）により変更の届出をしてください。

注19：廃院等により健診機関の登録を解除する場合は、特定健診・特定保健指導機関変更・廃止届（国保連合会用）及び特定健診・特定保健指導機関廃止届（支払基金用）により解除の届出をしてください。

（３）委任状の提出

◎集合契約の締結に関する委任状を契約代表者に提出することで、契約に関する手続きが完了します。

⇒集合契約に参加する健診機関は、委任状の様式に必要事項を記入のうえ、高知県医師会又は総保協に提出してください。

（４）特定健康診査等実施形態調査票の提出

◎特定健康診査等の実施形態について、特定健康診査等実施形態調査票に示す設問に従って自機関の状況を判断してください。

⇒集合契約に参加する健診機関は、特定健康診査等実施形態調査票に必要事項及び自機関の状況を記入のうえ、高知県医師会に提出してください。

注20：特定健康診査等の実施形態については本実施要領P.17を参照ください。

（５）「運営についての重要事項に関する規程の概要」の公開

◎医療保険者が委託先の健診機関を選択する際の参考となるよう、「運営についての重要事項に関する規程の概要」を作成し、医療保険者並びに受診者が容易に確認することができる方法（ホームページ上での掲載等）により、幅広く周知することとなっています。

⇒集合契約に参加する健診機関は、運営についての重要事項に関する規程の概要の様式に必要事項を全て記入のうえ、高知県医師会に提出してください。

【参考2】 集合契約参加時の提出様式

(1) 様式

【様式1】 委任状

【様式2】 委任契約書（医師会保管用、医療機関保管用）

【様式3】 運営についての重要事項に関する規程の概要

【様式4】 特定健康診査等実施形態調査票

【様式5】 契約等事務手数料引落依頼書（振込の場合は不要、高知銀行での引落を希望される場合は連絡要）

【様式6】 特定健診・特定保健指導機関届（支払基金用）

【様式7】 特定健診・特定保健指導機関変更届（支払基金用）

【様式8】 特定健診・特定保健指導機関廃止届（支払基金用）

【様式9】 特定健診・特定保健指導機関届（国保連合会用）

【様式10】 特定健診・特定保健指導機関変更・廃止届（国保連合会用）

注21：各様式については、高知県医師会ホームページ（<https://www.kochi.med.or.jp/doctor/tokutei.html>）よりダウンロードしてください。

(2) 提出書類

①集合契約に参加する全ての健診機関は、【様式1】、【様式3】及び【様式4】を必ず提出してください。

②初めて集合契約に参加する健診機関は、上記①の様式に加えて、
【様式2】（2部）、【様式5】、【様式6】及び【様式9】を提出してください。

③以前から引き続き集合契約に参加する健診機関で、現在の届出事項に変更がある場合は、
上記①の様式に加えて、【様式2】（2部）、【様式5】、【様式7】及び【様式10】を提出してください。

注22：年度の途中で振込先の金融口座等が変更になる場合は、速やかに【様式7】及び【様式10】を再提出してください。

Ⅱ－3 特定健康診査等の実施形態



◎高知県の集合契約では、特定健康診査等の実施形態を以下の3種類に分類し、それぞれの実施形態に応じて契約単価を設定しています。

実施形態	基準
個別健診	医療機関の施設で行う形態で、一般の外来患者と区別せずに行うもの。 (受診者が診療を目的として来院している患者に混じって受診する形態。)
集団健診 (施設型)	医療機関の施設で行う形態で、一般の外来患者と区別して行うもの。 (健診センターなどの検診(健診)部門が独立している医療機関や、一般外来患者と区別して実施する医療機関については、こちらに区分される。)
集団健診 (巡回型)	医療機関が市町村保健センター、公民館などの施設や検診車で行う形態で、日時を指定して行うもの。 (個別健診、集団健診(施設型)に該当しないもの。)

注23：自機関がいずれの実施形態に該当するかについては、特定健康診査等実施形態調査票により判断してください。

（１）契約単価の仕組み

◎高知県の集合契約における契約単価は、特定健康診査等の①検査に要する費用、②受診結果の電子化に要する費用、③受診結果の通知に要する費用の３つの費用から構成されています。

（２）令和６年度の契約単価の状況（詳細は【別添】単価表を参照ください。）

◎高知県内の国保の特定健康診査、後期高齢者健康診査、健康増進法に基づく健康診査の場合

①個別健診の契約単価 （特定健康診査・基本項目のみ実施）	⇒	8,871円（国保・後期）
内訳：検査に要する費用	⇒	7,680円
受診結果の電子化に要する費用	⇒	947円
受診結果の通知に要する費用	⇒	244円

②集団健診（施設型）の契約単価 （特定健康診査・基本項目のみ実施）	⇒	7,335円（国保・後期）
内訳：検査に要する費用	⇒	6,144円
受診結果の電子化に要する費用	⇒	947円
受診結果の通知に要する費用	⇒	244円

③集団健診（巡回型）の契約単価 （特定健康診査・基本項目のみ実施）	⇒	7,042円
内訳：検査に要する費用	⇒	5,753円
受診結果の電子化に要する費用	⇒	605円
受診結果の通知に要する費用	⇒	244円

Ⅱ-4-2 契約単価

(3) 検査に要する費用の内訳（個別健診の契約単価で例示）

◎基本項目の実施の場合、下記検査の費用7,680円（2,880円+2,800円+1,740円+260円）にデータ処理料947円と結果送付料244円の合計で8,871円（国保・後期共通）になります。

特定健診の実施項目		医科点数表上の項目	単価内訳
診察等	問診	A000：初診料	2,880円
	計測		
既往歴等 自覚症状等 身長・体重 BMI・腹囲 血圧			
理学的所見			
生化学的検査 (I)	中性脂肪 HDLコレステロール LDLコレステロール GOT・GPT・γ-GT ★血清クレアチニン ★血清尿酸	D007：血液化学検査 8項目又は9項目 D026：検体検査判断料 4 生化学的検査(I)判断料 D400：血液採取 1 静脈 ★追加項目(県内の国保、後期、健康増進法に基づく健康診査のみ実施)	2,800円 (内訳 990円) 1,440円 370円)
	血液学的検査	D005：血液形態・機能検査 9 HbA1c D026：検体検査判断料 3 血液学的検査判断料	1,740円 (内訳 490円) 1,250円)
尿検査	尿蛋白・尿糖	D000：尿中一般物質定性半定量検査	260円

注24：被用者保険及び高知県医師国保組合以外の国保組合では追加項目を実施しないため、D007：血液化学検査の費用は5項目以上7項目以下として930円になります。

注25：詳細項目（貧血検査・心電図検査・眼底検査）の検査費用は以下のとおりになります。

特定健診の実施項目	医科点数表上の項目	単価内訳
貧血検査（ヘマトクリット値・色素測定・赤血球数）	D005：血液形態・機能検査 5 末梢血液一般検査	210円
心電図検査（12誘導）	D208：心電図検査（1四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導）	1,300円
眼底検査（両眼）	D255：精密眼底検査（片側）×2	1,120円
血清クレアチニン検査	D007 血液化学検査（基本項目の血液化学検査料に含む）	0円

注26：令和2年度診療報酬点数表を参考に算出しています。



Ⅲ 健診機関での事務



Ⅲ－１ 問い合わせへの対応

◎特定健康診査等の受診を希望する方から問い合わせがありましたら、受診可能な日時と受診当日の持参物、また受診に際しての注意事項をお伝えください。

【注意事項の例】

①受診券と医療保険被保険者証（以下「被保険者証」と表記。）を持参すること。

⇒受診券と被保険者証の両方を持参しない場合は、特定健康診査等を受診できない旨をお知らせする。

②受診日の前日はアルコールの摂取や激しい運動を控えること。

③午前中に健診を受診する場合は、空腹時血糖、中性脂肪等の検査結果に影響を及ぼすため、健診前10時間以上は、水以外の飲食物を摂取しないこと。

④午後に健診を受診する場合は、ヘモグロビンA1c検査を実施する場合であっても、軽めの朝食とするとともに、他の検査結果への影響を軽減するため、健診まで水以外の飲食物を摂取しないことが望ましいこと。

「平成30年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診実施機関等により作成された記録の取扱いについて」平成29年10月30日付健発1030第1号・保発1030第6号参照

(1) 受診に必要な書類の確認

◎受診者には加入する医療保険者から、受診する健康診査の種類に応じて必要な書類（受診券・問診票等）が事前に配布されています。

◎受診当日は受診者が提出する下記の書類の提出を確認してから受診させてください。

特に受診券と被保険者証は十分に確認し、持参されていない場合は受診できない旨をお伝えください。

健診の種別	持参物
特定健康診査	受診券・被保険者証・問診票
後期高齢者健康診査	受診券・被保険者証・問診票
健康増進法に基づく健康診査	受診券・問診票 注27：健康増進法に基づく健康診査のみ、受診券をもって被保険者証に代えます。

注27：問診票は保険者から受診者に配布されない場合もあるため、受診者が持参していない場合は、健診機関に備え付けのものを配布して、受診者に記入してもらってください。なお各様式は、高知県医師会ホームページ（<https://www.kochi.med.or.jp/doctor/tokutei.html>）からダウンロードしたものを印刷して使用していただきますようお願いします。

◎受診後に被保険者証のみ受診者に返却してください。

Ⅲ－２－２ 受診当日の受付

（２）受診資格の確認（本人確認、医療保険者・有効期限等）

◎受診券及び被保険者証で本人確認を実施し、

- ・受診者が加入する医療保険が集合契約参加保険者であるか
- ・受診券の有効期限が切れていないか
- ・受診券と被保険者証で医療保険が一致しているか

等について確認してください。

（３）受診する健診種別の確認

◎受診する健診種別は受診者が持参した受診券で確認します。

注28：受診券に示された種別以外の健康診査を実施した場合は、その費用が支払われませんので注意してください。

◎特定健康診査の詳細項目（貧血検査・心電図検査・眼底検査）は受診者全員に一律実施する検査ではなく、本実施要領P.4記載の条件に該当した場合に実施するものであるため、受診券面上は「△」で表示されます。

（４）受付簿及び健診項目チェック表の作成

◎受診者の氏名と受診券整理番号を控える受付簿（実施報告明細表で代用することも可）を備えておきます。あわせて、受診者が受診した健診種別と検査項目を確認できる健診項目チェック表も作成しておくことで、窓口で受診者から徴収する自己負担額の確認が容易になります。

（５）問診票の記入

◎受診者が持参した問診票に記入誤りや記入漏れ等の不備がないか確認してください。

受診者が問診票を持参していない場合は、健診機関から予備の様式を配布し、受診者に記入してもらってください。

**注29：県外保険者の被保険者が受診する場合、高知県で定めている様式と異なる問診票を持参することがありますが、高知県医師会のデータ処理を利用する場合は、高知県で定めている問診票に記入してもらってください。
後期高齢者は問診票が異なりますのでご注意ください。**

Ⅲ－３ 特定健康診査等の実施

◎特定健康診査等の実施方法

⇒特定健康診査等の実施に関する手技や留意点については、**高知県作成の『特定健康診査マニュアル』の内容を確認し実施してください。**

なお、『特定健康診査マニュアル』は、高知県保健政策課または高知県医師会のホームページからダウンロードできます。

【URL】

高知県保健政策課 ⇒ <http://www.pref.kochi.lg.jp/doc/tokuteikenshin-kanrensiryou/>

高知県医師会 ⇒ <https://www.kochi.med.or.jp/doctor/tokutei.html>

(1) 自己負担額の確認と徴収

◎特定健康診査等の全ての項目が終了しましたら、受診者が持参した受診券に記載されている自己負担額を確認し、受診者から徴収してください。なお、自己負担額の設定方法は3種類あり、医療保険者によって異なりますので注意してください。

◎自己負担額の徴収後は、領収書（様式は任意）に受診日と健診機関の名称を記入し、受診者にお渡しください。

設定方法	徴収方法
定額負担	受診券に表示されている自己負担額を徴収
定率負担	契約単価に受診券に表示されている負担割合を乗じて得た額を自己負担額として徴収
保険者上限負担	受診券に表示されている金額までを医療保険者が負担するため、その金額を超える部分を自己負担額として徴収 注31：保険者が負担する額が特定健康診査等の契約単価を上回っている場合は、受診者から自己負担額を徴収しないでください。

注30：自己負担額の計算において1円未満の端数が生じた場合は、1円未満を四捨五入して得た額を徴収してください。

注31：医療保険者に請求する特定健康診査等の費用は、受診者から徴収した自己負担額を除いた額になります。

(2) 受診結果等の高知県医師会への提出

◎下記に示す書類を作成し、**受診後1週間以内**に高知県医師会（幡多医師会加入医療機関は幡多医師会）まで提出してください。

注32：提出書類はコピー等をして、必ず控えを保管するようにしてください。

【提出書類】

①特定健診等実施報告明細表

※令和3年度受診分から後期高齢者は別様式となっています。

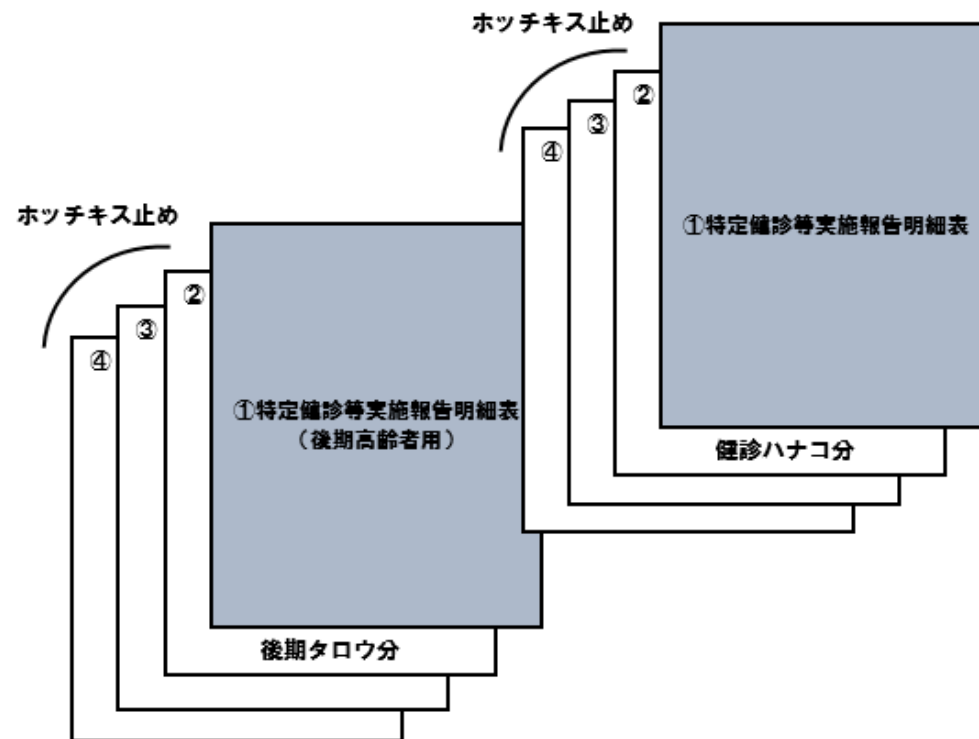
②受診券

③問診票

※令和3年度受診分から後期高齢者の質問票は問診票の裏面に
変更となっています。

④特定健康診査・健康診査結果入力票

受診者毎に②③④の順に左上部をホッチキス止めし、
受診者を取りまとめた①を添えて提出してください。



【注意事項】

①受診者に受診結果を迅速に通知するため、**受診結果の提出は1週間以内**に行ってください。

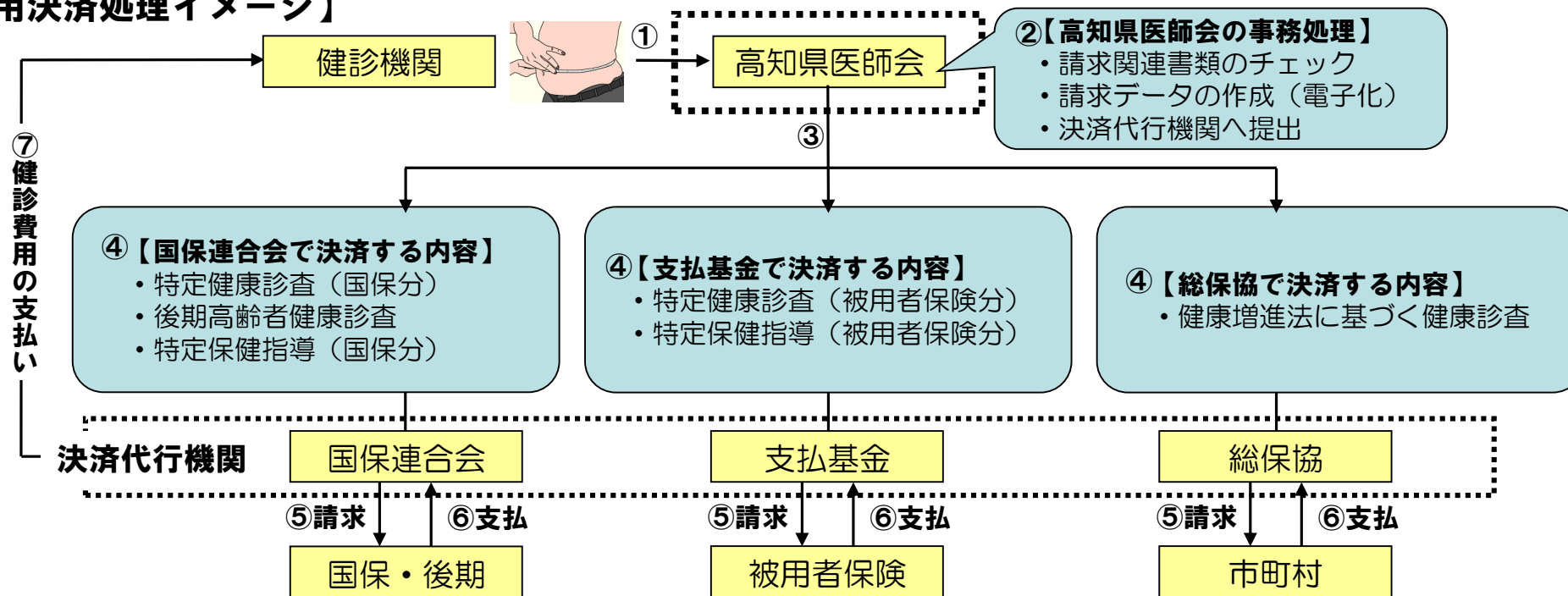
②特定健康診査・健康診査結果入力票の記載に際しては、例外として認められている
検査項目を除いて、基本項目の検査項目は全て記入してください。

注33：基本項目の検査項目に欠損が生じている場合は費用が支払われない場合がありますので注意してください。

(3) 費用の請求と支払

◎特定健康診査等の費用決済処理の流れは以下のとおりです。

【費用決済処理イメージ】



- ①健診機関は受診結果等の請求関連書類を高知県医師会に提出
- ②高知県医師会は書面で届いた受診結果等を請求データに変換（電子化）
- ③請求データを決済代行機関に提出（毎月5日までに）
- ④決済代行機関は請求データの点検をしたうえで、請求額を決定
- ⑤決済代行機関から医療保険者に請求額を通知（請求月の翌月10日頃）
- ⑥医療保険者は特定健康診査等に要する費用を決済代行機関に入金（請求月の翌月20日頃）
- ⑦決済代行機関は医療保険者から入金された特定健康診査等に要する費用を健診機関に支払う（請求月の翌月28日頃）
（支払日は国保連合会の決済を例に記載）

（４）データ管理（個人情報適切な管理）

◎受診者の受診結果はその他の医療情報と同様に重要な個人情報になります。特定健康診査等を実施するにあたっては、受診結果等の各種記録の漏洩を防止するとともに、特定健康診査等の事業に携わる担当者には守秘義務を課すなど、集合契約において示される個人情報取扱注意事項、関係法令、「医療・介護関係従事者における個人情報の取扱いのためのガイドライン」及び高知県個人情報保護条例等に則った適切な管理を行ってください。

（５）受診者への受診結果の説明及び通知

◎受診結果が受診当日に判明する場合は、受診者への問診内容に関する指導と受診結果の説明や、必要な場合は受療勧奨等を実施してください。

◎受診結果の受診者への通知は、高知県医師会（富士通四国インフォテックが代行）のシステムにおいて自動判定を実施し、本人に直接通知されますが、その内容について受診者から問い合わせがあった場合や、医療上の指導が必要な場合は、受診結果の控えを参考に、生活習慣病の予防及び治療の観点から、受診者への適切な説明・指導をしてください。

注34：この場合の説明は特定健康診査等の一環となるため、別途の費用請求は認められません。

注35：各検査項目の結果判定に関する詳細については、「特定健康診査マニュアル」をご参照ください。

（６）過誤調整処理

◎既に支払いの完了した特定健康診査等において、請求内容に誤り（受診結果や請求額等）があると認められる場合は、過誤調整処理を行う必要があります。過誤調整処理を行う必要が生じた場合は、まずは高知県医師会までご連絡ください。

◎過誤調整処理を申し立てる場合の手続きは以下のとおりです。

【受診者が被用者保険被保険者】⇒「特定健診・特定保健指導機関別取下げ依頼書」を医師会へ提出。

【受診者が国保・後期被保険者】⇒ 高知県医師会までご連絡ください。

（１）血液検査を検査機関に委託して実施する場合

◎自機関で血液検査を実施していない場合は、検査機関に血液検査を委託して実施してください。

その場合、検査機関は健診機関として登録されている必要はありませんが、健診機関に課せられている基準と同等の精度管理が行われている必要があります。

（２）心電図検査又は眼底検査を他の医療機関へ委託して実施する場合

◎自機関で心電図検査又は眼底検査を実施できない場合で、これらの検査を実施する必要性が生じた場合は、次頁に示す手順により、心電図検査又は眼底検査を実施できる医療機関に検査を委託して実施してください。なお、その際の検査費用は当該機関の間で精算をお願いします。

【委託する場合の検査費用】

心電図検査 ⇒ 1,300円／1件

眼底検査（両眼） ⇒ 1,120円／1件

【手順１】心電図検査依頼書兼結果通知書、眼底検査依頼書兼結果通知書の発行

◎心電図検査依頼書兼結果通知書又は眼底検査依頼書兼結果通知書（以下「依頼書兼通知書」と表記。）に自機関の住所・名称・特定健康診査等受診結果などの必要事項を記入して受診者に渡し、受診者には様式を持参のうえ心電図検査または眼底検査を実施できる医療機関で検査を受けるよう指示してください。

【手順２】検査の実施

◎心電図検査または眼底検査が必要な方には、健診機関から依頼書兼通知書を配布していますので、その書類を受領してから実施依頼のあった検査を実施してください。

【手順３】依頼書兼通知書の送付

◎心電図検査又は眼底検査の実施後は依頼書兼通知書に検査結果を記入し、依頼書兼通知書に記載されている健診機関宛てに請求書と一緒に送付してください。

注36：この場合の郵送料は検査費用に含めて請求してください。

【手順４】費用の精算

◎心電図検査又は眼底検査を実施した医療機関から依頼書兼通知書と請求書が届いたら、検査結果を特定健康診査・健康診査・生活機能評価結果入力票に転記し、特定健康診査等の請求を行うと共に、委託した心電図検査又は眼底検査の費用については心電図検査又は眼底検査を実施した医療機関の指示に従って精算してください。

注37：銀行口座振込み等の場合の振込み手数料は委託した健診機関の負担としてください。

【参考3】健診機関での事務に関連して使用する様式

(1) 様式

【様式12】 特定健康診査・健康診査結果入力票

【様式13-1】 特定健診等実施報告明細表（県内国保用）

【様式13-2】 特定健診等実施報告明細表（被用者保険・県外国保用）

【様式13-3】 特定健診等実施報告明細表（後期用）

【様式14】 心電図検査依頼書兼結果通知書

【様式15】 眼底検査依頼書兼結果通知書

注38：各様式については、高知県医師会ホームページ（<https://www.kochi.med.or.jp/doctor/tokutei.html>）よりダウンロードしてください。

(2) 受診券

【令和6年度受診券の色】

高知県内の国保保険者の特定健康診査受診券 ⇒ 桃色

高知県内の後期高齢者健康診査受診券 ⇒ 浅黄色（水色）

注39：上記以外の色の受診券は令和6年度用の受診券ではありませんのでご注意ください。



IV 人間ドックと特定健康診査の同時実施



(1) 目的

◎人間ドック受診者の健診結果の把握を確実に円滑に実施し、保険者等が行う健診結果に基づいた各種支援につなげることで、生活習慣の改善を推進し住民の健康増進を図ることを目的とします。

(2) 期待される効果

【受診者】

- ◇同時実施のため、人間ドックの受診で特定健康診査等の結果判定まで受けることができます。
- ◇保険者等が行う健診結果に基づいた各種支援を利用することができます。
- ◇特定健康診査分等の費用を保険者が負担するため、人間ドックの受診者負担が軽減されます。

【人間ドック実施機関】

- ◇特定健康診査等分の費用を保険者等が負担することで、人間ドックの受診者負担が軽減されるため、受診者が人間ドックを受診しやすくなり、それに伴い人間ドック受診者の増加が期待されます。

【保険者等】

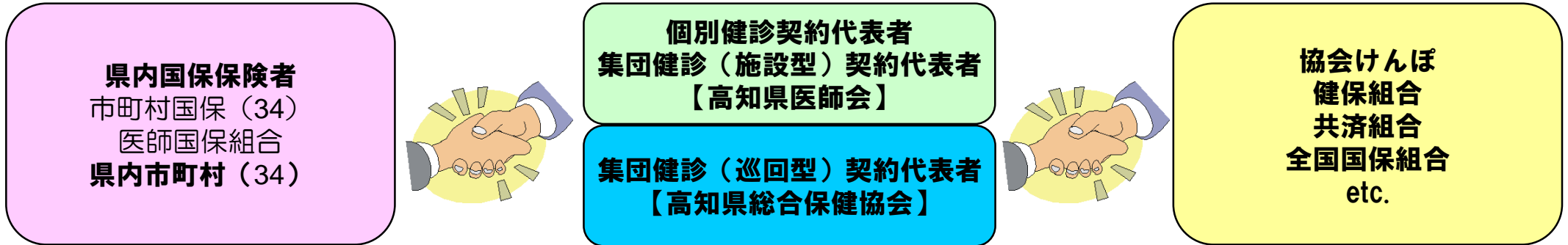
- ◇これまで受診結果が把握できなかったために支援できていなかった人間ドック受診者に対しても、健診結果に基づいた各種支援が可能となり、より多くの住民の健康増進の推進が期待できます。

IV-2 集合契約のイメージ

◎2つの集合契約に参加していただくこととなります。

(1) 特定健康診査の集合契約

⇒特定健康診査を同時実施するため、特定健康診査の集合契約に参加することが必須となります。



(2) 人間ドックと特定健康診査の同時実施に係る集合契約

⇒以下の点を考慮し、人間ドックと特定健康診査の同時実施に係る集合契約を締結します。

- ◇同時実施が可能な人間ドック実施機関を明確にし、受診者に周知を図るため
- ◇特定健康診査の検査項目に欠損が生じないためのルールを規定するため
- ◇その他 (データ処理・結果通知等の取り扱い)



(1) 同時実施の対象者

◎高知県内の市町村国保及び高知県医師国保組合に加入している特定健康診査の受診対象者、高知県内の後期高齢者医療制度に加入している後期高齢者健康診査の受診対象者であって、人間ドック受診時に国保被保険者証と特定健康診査受診券、後期高齢者医療被保険者証と後期高齢者健康診査受診券の両方を持参している方が対象になります。

(2) 留意事項

以下の方は、本集合契約の対象外となりますのでご注意願います。

- ①人間ドック受診時に被保険者証若しくは受診券を持参していない方
- ②高知県内の市町村国保及び高知県医師国保組合以外の国保加入者
- ③被用者保険加入者
- ④健康増進法に規定される健康診査の受診者

注40：上記①～④に該当する方の場合、保険者から特定健康診査の費用負担は行われませんので、事前の資格確認の徹底をお願いします。

IV-4 契約参加の手続き

(1) 契約形態

◎人間ドック実施機関側の契約代表者と保険者側の代表保険者で結ぶ集合契約の形態を採用します。

(2) 契約代表者及び代表保険者

【契約代表者】高知県総合保健協会

【代表保険者】須崎市

(3) 参加の条件

◎令和6年度の特定健康診査等集合契約に参加していただける健診機関の中で、「人間ドックと特定健康診査の同時実施に関する手引き」の内容をご承諾のうえ、本取り組みにご協力いただけることが参加の条件になります。

注41：「人間ドックと特定健康診査の同時実施に関する手引き」は高知県医師会ホームページ（<https://www.kochi.med.or.jp/doctor/tokutei.html>）からダウンロードしてください。

(4) 具体的な手続き

◎「人間ドックと特定健康診査の同時実施に関する手引き」の内容をご参照ください。

(5) お問い合わせ等

◎人間ドックと特定健康診査の同時実施に関するご質問等は下記までお問い合わせください。

高知県総合保健協会 ⇒ TEL：088-831-4800（代表）

高知県国民健康保険団体連合会 ⇒ TEL：088-820-8415（保険者支援課事業健診係）



V 特定健康診査情報提供事業



(1) 目的

- ◎特定健診未受診者について医療機関が保有する診療情報を収集することにより特定健診情報として保険者が活用し、県民の健康増進の推進を図ることを目的とします。
- ◎なお、本事業は本来実施している特定健診の受診を妨げるものではなく、未受診者への特定健診受診の推奨にもかかわらず、やむを得ず特定健診が実施されない場合に実施するものです。

(2) 期待される効果

【受診者】

◇保険者等が行う健診結果に基づいた各種支援を利用することができます。

【情報提供医療機関】

◇診療における検査結果を提供することで、本事業の委託契約に基づく情報提供料を請求できます。

【保険者等】

◇これまで受診結果が把握できなかったために支援できていなかった特定健康診査未受診者に対しても、健診結果に基づいた各種支援が可能となり、より多くの住民の健康増進の推進が期待できます。

V-2 集合契約のイメージ

◎「特定健康診査情報提供事業にかかる委託契約」に参加していただく必要があります。

(1) 特定健康診査情報提供事業にかかる委託契約の集合契約

注42：診療情報の情報提供のため、必ずしも特定健康診査の集合契約に参加している必要はありません。

県内国保保険者
市町村国保
医師国保組合

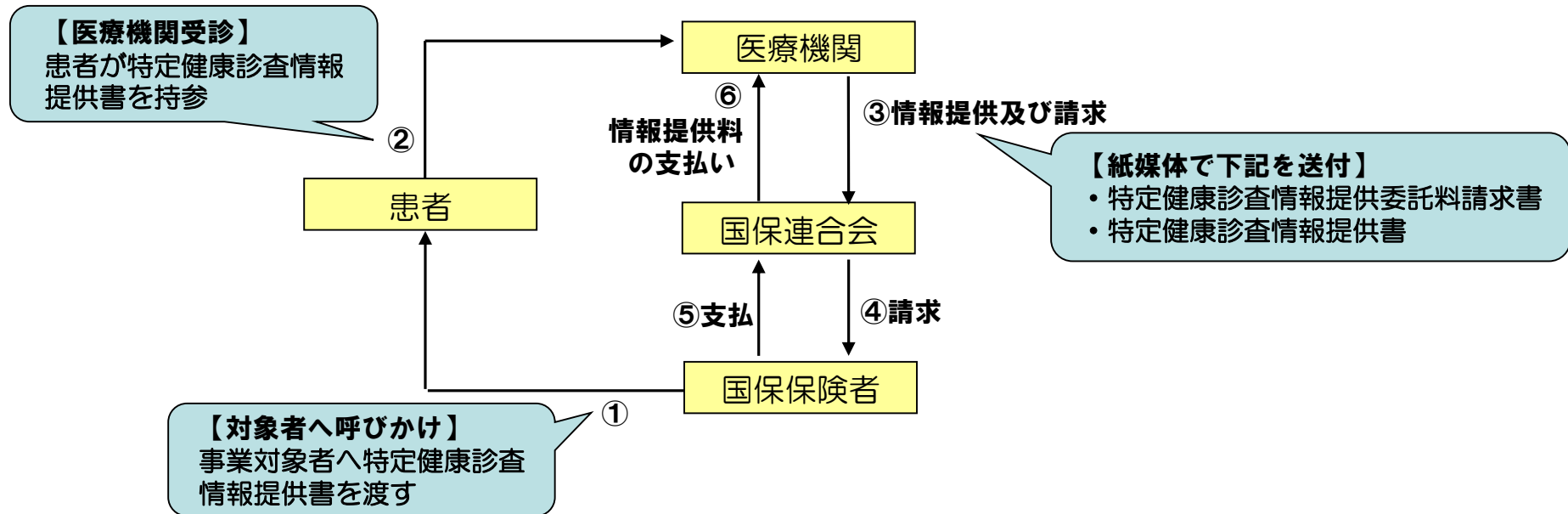


契約代表者
【高知県医師会】

(2) 運用のイメージ

原則として、事業開始までの流れは、対象者に対して保険者が勧奨を行い患者が本事業を利用する場合には、「特定健康診査情報提供書」を医療機関に持参します。

医療機関は診療情報等必要事項をご記入のうえ、紙媒体で国保連合会へ提出します。



(1) 契約形態

◎医療機関側の契約代表者と保険者側の代表保険者で結ぶ集合契約の形態を採用します。

(2) 契約代表者及び代表保険者

【契約代表者】高知県医師会

【代表保険者】須崎市

(3) 参加の条件

◎厚生労働大臣の指定を受けた保険医療機関で、本事業にご協力いただけることが参加の条件になります。

注43：特定健康診査の集合契約の参加は必須ではありません。

(4) 具体的な手続き

◎本事業の委託契約に関する委任状を高知県医師会へご提出ください。

(5) 情報提供委託料の支払いについて

◎特定健康診査（特定健診・特定保健指導機関届）で管理している口座へ振り込みます。

注44：特定健康診査等契約に参加していない（機関登録がされていない）機関は別途届出が必要なため、国保連合会から個別に連絡いたします。

(6) お問い合わせ等

◎特定健康診査情報提供事業に関するご質問等は下記までお問い合わせください。

事業及び制度に関すること ⇒ 高知県国民健康保険課 TEL：088-823-9646

費用決済及び契約に関すること ⇒ 高知県国民健康保険団体連合会 TEL：088-820-8415

（保険者支援課事業健診係）



VI その他の連絡事項



VI-1 かかりつけ医による受診勧奨

(1) 特定健康診査の対象者

◎当該年度の4月1日時点における医療保険加入者の内、当該年度において40歳以上75歳に達する者（75歳未満の者に限る）は、別に厚生労働大臣の定める者を除いて、特定健康診査の対象者になります。

⇒生活習慣病等で既に治療中の患者さんも特定健康診査の対象者であるため、健診機関から特定健康診査の必要性をご説明のうえ、積極的な受診勧奨をお願いします。

(2) 特定健康診査等と同日に実施した診療行為の保険請求について

◎特定健康診査等の受診日に同一の医療機関において行った診療行為においては、原則として**特定健康診査等に含まれる検査項目と再診料（再診料に対する加算を含む）**の保険請求は認められません。

⇒特定健康診査等に含まれる検査項目と費用の内訳については、本実施要領P.19を参照ください。

【生化学検査の保険請求に関する補足】

生化学検査については、特定健診として6項目分※を実施しているため、診療に必要なそれ以外の検査を追加して行った場合は追加項目分のみを保険請求することになります。なお、この場合の生化学検査判断料は、特定健診の実施項目に含まれているため保険請求できません。 ※追加項目の血清クレアチニン・血清尿酸を実施した場合は8項目分

(例) 生化学検査（I）の検査項目を12項目実施した場合、6項目を特定健診として実施するため、残る6項目については医科診療報酬点数表の「5項目以上7項目以下の93点」を算定することになります。

厚生労働省 四国厚生支局 高知事務所確認事項（平成24年3月）

VI-2 費用決済処理における留意事項

(1) 費用決済処理の基本的スケジュール（国保連合会の場合）

- ◎毎月 5日：請求データの提出期限（**診療報酬と期限が異なりますのでご注意ください。**）
 - 10日：各種確認作業
 - 20日：請求データの修正作業
- 翌月 5日：請求確定（県内分・全国決済分）
 - 10日：医療保険者への請求額のお知らせ
 - 20日：健診機関への支払額のお知らせ
 - 28日：健診機関への費用のお支払い

(2) 留意事項

- ①受診者への健診結果の速やかな提供と、費用決済処理の円滑な実施に向け、**医師会への健診結果の提出は、受診後1週間以内**に行ってください。
- ②A契約（＝全国ベースの契約）とB契約（＝高知県の集合契約）の両方の契約を締結している健診機関において、A契約とB契約の両方に参加している医療保険の被保険者が特定健康診査等を受診する場合は、**両方の契約単価を比較して安い方の契約単価が適用されます**ので、自己負担額の徴収時には健診単価を再度ご確認ください、徴収金額に誤りがないようにご注意ください。
- ③特定健康診査等の基本項目に未実施の項目がある場合や、基準非該当の者に詳細項目を実施した場合には、原則として、**特定健康診査等の費用は支払われません**のでご注意ください。



(1) お問い合わせ窓口

①受診券に関すること

◎基本的には当該受診券を発行した医療保険者にお問い合わせください。

医療保険者の問い合わせ先電話番号は受診券に表示されています。

◎医療保険者の問い合わせ先電話番号が不明な場合

⇒高知県国民健康保険団体連合会 保険者支援課事業健診係 TEL:088-820-8415

URL:<http://www.kochi-kokuhoren.or.jp/kyogikai/ky02.htm>

②特定健康診査等の制度や検査項目及び精度管理に関すること

⇒高知県健康政策部保健政策課 特定健康診査担当 TEL:088-823-9675

URL:<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/131601/>

③特定健康診査等の電子化処理・受診結果通知、請求データ関連（請求・過誤・返戻等）、その他に関すること

所属	問い合わせ先	電話番号
幡多医師会加入医療機関	幡多医師会	TEL：0880-34-3086
上記以外の医療機関	高知県医師会	TEL：088-824-8366

④費用決済処理に関すること

請求内容	問い合わせ先	電話番号
国保の特定健康診査 後期高齢者健康診査	高知県国民健康保険団体連合会 保険者支援課事業健診係	TEL:088-820-8415 (直通)
被用者保険の特定健康診査	社会保険診療報酬支払基金高知支部 管理課	TEL:088-832-3001 (内線52)
健康増進法に基づく健康診査	高知県総合保健協会	TEL:088-831-4800 (代表)

◎振込先金融口座等が変更になる場合は、事前に請求先の費用決済処理機関に連絡をしてください。

(2) その他

◎特定健康診査等の実施に関して不明な点等が生じた場合は、不明なまま特定健康診査等を実施せずに、上記の問い合わせ先等を参照のうえ、必ず確認をしたうえで実施していただきますようお願いいたします。

◎本実施要領の内容に関するお問い合わせは下記までお願いいたします。

高知県国民健康保険団体連合会 保険者支援課事業健診係
〒780-8536 高知県高知市丸ノ内2丁目6番5号
TEL/088-820-8415 FAX/088-820-8416